



# 労災申請妨害に断固抗議する！

## 労災補償保険法施行規則第23条2項違反だ！

新型コロナウイルスに罹患し私傷病休暇（無給）に勤務処理された大台両と大仕両の東海労組合員が労災申請を行うために会社・管理者に労災申請用紙（大台両組合員は7月、大仕両組合員は9月）を手渡し記載依頼していました。

しかし、会社・管理者は何ら記載することなく（大台両組合員10月26日、大仕両組合員10月28日）突き返してきました。

その理由は、①用紙が本来、両面なのに2枚に分別している。②本来、労災申請は個人であるもので賃金計算も給与明細書を見て自分で書いて下さい。③理由欄には会社として統一するので書いて下さいと「令和〇年〇月〇日に社員本人が〇度〇分の発熱、〇日にPCR検査を受け、〇日に新型コロナウイルスの陽性が判明した旨、会社に申告した。業務中に感染したと特定できる状況もなく、原因は不明。」と書くようにと3点の理由で何ら記載することなく突き返してきたのです。

しかし、労働者災害補償保険法施行規則第23条2項で、『事業者は、保険給付を受けるべき者（労働者）から保険給付を受けるために必要な証明を求められたときは、すみやかに証明しなければならない。』と定められています。

従って、大台両と大仕両の組合員が会社・管理者に依頼して何ら記載することなく突き返す会社・管理者の姿勢は労働者災害補償保険法施行規則違反です。まして、理由欄に会社の統一した理由を記載させるやり方は労災申請を妨害する行為で断じて許せるものではありません。

**新型コロナウイルス罹患は、全て社員の自己責任ではなく  
新型コロナウイルス罹患休暇制度を新設しろ！  
家庭内濃厚接触者には、就業制限とし賃金補償しろ！**